

提出任意

提出日:西暦 年 月 日

デジタルサイネージ出稿届

兵庫県立神戸生活創造センター

届出者	団体名		
	住所		
	担当者	氏名	
		TEL	
E-mail			

展示案内を添えて、下記のとおり申請します。

記

1. 放映期間	年 月 日() ~ 年 月 日()【最長1ヶ月間】		
2. 放映時間	<input checked="" type="checkbox"/> 上記期間内8:45~17:30 <input type="checkbox"/> その他()		
3. 放映時間	()秒【最長10秒間】		
4. データ名	データ名: ※添付データは1080pまでのPDF、JPEG、PNGにてお願いします。		
5. 放映場所 (自立型:最大4台)	<input type="checkbox"/> 1階北エントランス <input type="checkbox"/> 1階東エントランス <input type="checkbox"/> 1階エレベーター前 <input type="checkbox"/> 2階デッキ前		
6. その他	(1) <input type="checkbox"/> テロップあり <input type="checkbox"/> テロップなし	(2) <input type="checkbox"/> 画像 <input type="checkbox"/> 動画	
7. 注意事項 ※詳細は裏面参照			

提出期限: **放映開始希望日 1カ月前まで**

新長田合同庁舎
共用部のデジタルサイネージ取扱いについて

○新長田合同庁舎共用部のデジタルサイネージに放映する広告の取扱いについて、
必要な事項を定める。

(広告内容・広告主の制限)

1. デジタルサイネージ広告は、公共性及び品位、信頼性を損なうことのないものとし以下に掲げるものは放映しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (2) 虚偽の情報、又はその情報の責任所在や内容などが不明確なもの
- (3) 第三者の名誉又は信用を毀損し、若しくはプライバシーを損害する恐れがあるもの
- (4) 第三者の特許権、商標権、著作権の知的財産権を侵害する恐れのあるもの
- (5) 公職選挙法に違反するもの
- (6) 風営法で定められている性風俗特殊関連営業に関するものや有害プログラムを含むもの
- (7) 詐欺的、暴力的表現があるもの
- (8) 管理者が営利活動に係ると判断したもの
- (9) その他、管理者が不適切であると判断したもの

(放映期間)

2. 放映期間は、最長1ヶ月とし、放映期間が過ぎた場合は、管理者の判断で放映を終了し、システムからデータを削除する。ただし、表面の「デジタルサイネージ出稿届」を新たに提出することで、期間は更新できるものとする。

また、イベント等案内の場合は、開催日が過ぎたら、管理者の判断で放映を終了し、システムからデータを削除する。

(放映申請)

3. 放映開始希望日の1カ月前までに「デジタルサイネージ出稿届」「展示案内」を神戸生活創造センターへ提出すること。

・データ(メール送付ができる場合)

E-メールにて、1080pまでのPDF、JPEG、PNGのいずれかのフォーマットにて
下記データ送付先へメール添付にて提出すること。

送信時には、件名に「展示ギャラリー・デジタルサイネージ出稿届・展示案内データ」と
「展示団体名」を記載し、下記アドレスへお送りください。

<データ送付先> kobe-sozo-info@ogbc.co.jp

・データ(メール送付ができない場合)

「デジタルサイネージ出稿届」と「展示案内」を神戸生活創造センター受付へ持参
または郵送にて提出すること。